

令和 6 年度 第 7 回香取市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 0 月 7 日

10月7日（月）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程第2 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程第3 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）
「所有権移転」「利用権設定」
日程第5 報告第1号 農地法第18条（通知）
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程第7 報告第3号 農地法第5条制限除外
日程第8 報告第4号 農地法第5条取下げ
日程第9 報告第5号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江
19番	伊	藤		寛					

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 鵜 田 静 子

農地班長 越 川 泰 克 副 主 幹 林 光 夫
主 査 菅 谷 和 美

開会 午後 3時00分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は19名です。したがって、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和6年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、4番 芹川 幹委員、16番 菅谷樹雄委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第9 報告第5号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから2ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番及び2番は、それぞれ譲受人が自作地に隣接して耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番及び4番は、関連があるため一括して説明をします。

譲受人が自宅に近く耕作利便のため、それぞれ売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号5番、譲受人が自宅に近く、耕作利便な一団の農地となることから贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号6番、譲受人が自社に近く耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものです。

以上6件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

10番寺島委員 去る9月27日金曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号1番について、相馬推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人の所有者が相続人不存在なため、相続財産清算人が選任されており、隣接地を所有している譲受人が売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人が所有する自作地に隣接しており、農地の形状からしても譲受人以外に利用することができないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。飛ヶ谷推進委員には連絡してあります。

この申請は、譲渡人が隣家の発展を応援したい意向があり、このたび、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地に隣接した耕作に利便な農地であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番、4番について、11番 海老澤 武委員。

11番海老澤委員 整理番号3番及び4番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号3番及び4番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営縮小のため、農地を処分したい意向があり、このたび譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅に隣接した耕作に利便な農地であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、15番 富澤克彦委員。

15番富澤委員 整理番号5番について、西郡推進委員には電話で連絡済みですが、現地調査の結果を報告します。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの、農地の維持管理ができないことから、こ

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

なお、一部が事前着工により車庫となっていることから、始末書添付案件となります。

以上1件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

10番寺島委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、12番 飯森 孝委員。

12番飯森委員 整理番号1番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇の道を〇〇〇〇〇〇になります。ちょうど〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇になります。

申請人は、既存住宅の老朽化のため、生活環境の変わらない隣接地である申請地に専用住宅を建築する計画です。

埋立て等を行わず、整地のみとし、排水については、雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道に接続し放流します。

また、始末書が添付されており、既存のコンクリート擁壁とフェンスで土砂の流出を防止しております。

なお、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは4ページから7ページで、整理番号は1番から9番、10番が取下げとなりましたので、11番から13番です。

整理番号1番、転用目的は〇〇用地で、権利の内容は賃借権設定です。

農地区分は、既存施設の拡張であることから、不許可例外事由〇と判断しました。

なお、一部事前着工により始末書添付案件となります。

整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

本案件は、進達後の書類不備により許可申請書を取下げしましたが、今回、改めて書類を整備して再申請を行うものであります。

整理番号3番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました

整理番号4番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用賃借権設定です。

農地区分は、集落に接続していることから、許可例外事由Ⅰと判断しました。

整理番号5番、6番、13番は、同一事業計画者でありますので、一括して説明をします。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号7番、8番は、同一事業案件のため、一括して説明します。

以上、調査報告を終わります。

4 番芹川委員 整理番号 2 番について、現地調査を行った結果を説明します。

本申請は、昨年12月総会において許可相当で県に進達しましたが、添付書類不足により保留となり、期間経過により取下げが提出されたものの再申請になります。

申請地では、切土や盛土は行わず、整地のみ行います。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないと判断しました。

議長 次に、整理番号３番について、５番 鈴木健夫委員。

場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇から〇に向かって〇キロぐらい入ったところです。

申請地では、埋立て等の造成は行いません。

以上、調査報告を終わります。

— 11 —

7 番栗山委員 整理番号 4 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですけれども、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の〇〇を〇〇方面へ向かいまして、〇〇メートルほど行きますと、〇〇〇〇〇がございます。それを〇〇〇したら、〇〇して、〇〇キロほど〇〇〇に行きますと、〇〇の〇〇にぶつかります。さらに、〇〇〇に〇〇メートルほど行きますと、〇〇〇がありますので、それを〇に〇〇メートルほど行きますと、現地がございます。

譲受人は、〇〇して〇〇を〇〇するため、〇〇に隣接している〇〇所有の申請地に専用住宅を建設するものです。

申請地では、山砂にて前面道路と同じ高さまで埋立てを行います。

排水について、雨水は地下浸透による宅内処理とし、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、水路へ放流します。

なお、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号５番について、９番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、伊東推進委員には電話にて連絡してあります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透処理します。

また、フェンス内側に土留めの施工を行い、土砂流出を防止します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明します。

事業計画者は整理番号5番と同一です。

場所は、○○○○○○が○○されます○○○○○○○○に隣接する○○○○○○の○になり

なお、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

議長 次に、整理番号11番について、17番 鵜澤幹司委員。

まず、場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に〇〇メートルちょい行ったところを〇〇、途中〇があります。〇〇〇を越えまして〇〇メートルぐらいのところをまた〇〇、そこから〇〇メートルぐらい行ったところの〇〇になります。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

以上、調査報告を終わります。

事務局副主幹 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明します。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理とします。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明します。

事業計画者は、整理番号5番及び6番と同一です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇キロに位置する農地で、〇〇〇〇〇〇〇近く、〇〇〇〇〇〇の〇を侵入し、〇〇〇〇〇に向かう道路を〇〇〇メートル進んだ〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透処理とします。

また、フェンス内側に土留め施工を行い、土砂流出を防止します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

事務局農地班長 整理番号7番、8番の海老澤委員の案件でございますけれども、私、使用貸借権設定と説明申し上げましたが、所有権移転の誤りでございます。

大変失礼しました。訂正して、おわび申し上げます。

議長 ほかは質疑ありませんね。

(「ありません」の声あり)

議長 では質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4、議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の各案件について概要を説明します。

案件につきましては、8ページの整理番号1番から13ページの整理番号11番までが所有権移転、14ページの整理番号12番が利用権設定です。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は33件です。

◎日程第 6 報告第 2 号

事務局農地班長 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は 6 件です。

◎日程第 7 報告第 3 号

事務局農地班長 報告第 3 号 農地法第 5 条制限除外について、除外件数は 1 件です。

◎日程第 8 報告第 4 号

事務局農地班長 報告第 4 号 農地法第 5 条取下げについて、取下げ件数は 1 件です。

◎日程第 9 報告第 5 号

事務局農地班長 報告第 5 号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、認可件数は 47 件です。

以上、報告します。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 4 5 分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人